

2016年5月26日
日 本 銀 行

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」の実施日について

日本銀行は、2016年4月27・28日の政策委員会・金融政策決定会合において、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」の制定を決定しましたが^(注)、今般、その実施日を2016年5月30日とすることとしましたのでお知らせします。

(注) 詳細については、本ホームページに掲載されている2016年4月28日付の「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等について」をご参照ください（なお、平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保適格要件緩和の概要については、別紙もご参照ください。）。

以 上

<本件照会先>

金融市場局 奥野 (03-3277-1234)

西澤 (03-3277-0055)

平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保適格要件緩和の概要

1. 対象先

当座勘定取引先のうち、被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関
(注) 被災地は、平成二十八年熊本地震に関し災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けている地域

2. 対象となる担保種類

- (1) 被災地に事業所等を有する企業：社債、手形、電子記録債権、証書貸付債権
- (2) 被災地の地方公共団体：電子記録債権、証書貸付債権
- (3) 被災地の地方公共団体が全額出資する被災地所在の法人：電子記録債権、証書貸付債権

3. 緩和内容

(1) 被災地に事業所等を有する企業

- ①被災地金融機関の直近の自己査定で正常先に区分されている企業の手形、電子記録債権および証書貸付債権については、信用力に問題ないものとして取り扱う
- ②外部格付を有する企業の社債、電子記録債権および証書貸付債権は、格付要件を緩和する(A格相当以上→BBB格相当以上)

(2) 被災地の地方公共団体

- ・公募地方債を発行していない地方公共団体にかかる電子記録債権および証書貸付債権や、金利競争入札により貸付金利を決定していない電子記録債権および証書貸付債権についても、適格担保となしうることとする

(3) 被災地の地方公共団体が全額出資する被災地所在の法人

- ・被災地金融機関の直近の自己査定で正常先に区分されている法人にかかる電子記録債権および証書貸付債権は、適格担保となしうることとする

4. 担保の掛け目等

- ・信用力や市場性を勘案して、適切な掛け目を設定する
- ・正常先基準(3.(1)①および(3))により差入れる手形、電子記録債権および証書貸付債権の担保価額の合計額は、各金融機関の担保総額の50%以内で別に定める範囲内とする

5. 適用期間

2018年4月30日まで